

男女平等・共同参画オンブーズ 講演会・特別相談会

「ハラスメントの知識と相談対応のポイント」

閩人権政策課男女平等センター係
(☎5721-8570、☎5721-8574)

誰もが働きやすい環境づくりのためには、セクシュアルハラスメントなどのハラスメントへの感度と対応力を高めることが求められます。職場でハラスメントを起こさせないためのポイントや対策について、講演会と特別相談会を開催します。

時 6年2月2日(金) 14:00~16:00
場 男女平等・共同参画センター(中目黒2-10-13 中目黒スクエア内)

内 ①講演と質疑応答(14:00~15:30)
②特別相談会(15:30~16:00)

師 弁護士 市川静代氏(右上写真)、神奈川県立保健福祉大学大学院ヘルスイノベーション研究科准教授 津野香奈美氏(右下写真)

定 30人(抽選)



申 区☎(コード①)、電話、FAX(希望参加内容①または②<複数可>、氏名<ふりがな>、住所、電話、保育<1歳以上未就学児=抽選4人>希望者は子どもの氏名・年齢を記入)で、1月26日までに、男女平等・共同参画センター(☎5721-8570、☎5721-8574)へ



①

意思決定支援講演会

「意思決定支援の基本的考え方 ~だれもが私の人生の主人公は私」

閩健康福祉計画課地域福祉推進係
(☎5722-7062、☎5722-9347)

人は意思決定を繰り返しながら人生を送っていますが、認知症や障害などのあるかたは、時に判断が難しい場面に遭遇することがあります。誰もが心地よいまちで安心して暮らすための、意思決定支援について考える講演会を開催します。

時 6年1月27日(土) 15:00~17:00

場 総合庁舎本館2階大会議室

師 日本司法支援センター本部シニア常勤弁護士 水島俊彦氏(右写真)

定 80人(先着)

申 専用☎(コード②)、電話、FAX(意思決定支援講演会と明記の上、氏名<ふりがな>、住所、電話を記入)で、1月23日までに、健康福祉計画課地域福祉推進係(☎5722-7062、☎5722-9347)へ。手話通訳希望者は1月5日までに予約



②

意思決定支援とは

本人の価値観などに基づいた決定をするために、必要な情報提供や本人の意思を引き出す等の周囲のかたによる支援活動です。食事や衣服の選択などの生活習慣、施設での参加プログラム、住まいを移す時の財産処分等さまざまな場面が対象です。

新たな区民センターの 基本計画を策定しました

閩資産経営課(☎5722-9876、☎5722-6134)

区は、区民センターの建て替えを区有施設見直しのリーディングプロジェクトに位置付け、平成30年度から検討に取り組んでいます。

6月には新たな区民センターの基本計画素案を作成して意見募集を行ったほか、説明会や有識者を招いたシンポジウムなどで区民の皆さんからさまざまなご意見をいただきました。

いただいたご意見を踏まえながら、事業手法の精査などの検討を進め、この度、新たな区民センターの基本計画を策定しました。

主な変更点

- 柔軟で多目的な用途に容易に切り替えできるような設備を前提として、テニスコート2面設置を条件化
- 敷地の建物の高さ制限・建ぺい率を50m・60%に見直し
- 事業の特性などを踏まえ、PFI方式(※)により実施する方向と整理
- 事業スケジュールを精査

※民間の資金とノウハウを活用して公共事業を実施する手法

☎基本計画(全文)は、総合庁舎本館1階区政情報コーナー・4階資産経営課、地区サービス事務所(東部を除く)、住区センター、図書館、区民センター各施設のほか、区☎(コード③)でご覧になれます。



③

事業者公募に向けた準備などを進めていきます

6年度の事業者公募に向けて、区民センター等整備事業審査委員会での調査・審議、サウンディング調査結果の整理などを進めながら、事業者募集に係る検討を進めていきます。

スケジュール(予定)



公の施設使用料の 見直し方針を改定しました

閩資産経営課(☎5722-9876、☎5722-6134)

区民センターや学校施設をはじめとする区の施設の更新は、機能の複合化や多機能化などにより、施設サービスの充実と経費削減の両面から取り組みを進めています。しかし、多くの施設は老朽化が進み、更新や維持管理などに多額の経費負担が見込まれています。

安心・安全で持続可能な施設サービスを実現していくため、施設使用料の算定方法や制度を定める公の施設使用料の見直し方針の改定案を公表して、さまざまなご意見をいただきました。この度、一部の内容を修正した上で、改定内容を決定しました。今回の改定に基づく施設の使用料や時間割などは、7年度から反映する予定です。

改定案の主な内容

- 使用料の算定方法の見直し
算定経費に、建物の減価償却費などの資本的経費を算入します。
- 貸室の区民交流活動室(仮)への統合
区民交流活動室(仮)として貸室を統一化し、使用料も同じ単価で算定します。合わせて登録団体も統合します。
- 時間割の変更
基本的な1日の時間割数(コマ数)を3コマから4コマを増やします。

改定案からの主な変更点

- 時間割を修正します
昼食時間帯を考慮した上で活動に適した時間割となるよう修正しました。
- 小人(子ども)料金の対象を高校生まで拡大します
子ども子育て支援として、一部施設の中学生以下を対象とした料金設定を、高校生(18歳の3月31日まで)までに拡大します。

☎見直し方針(全文)は、総合庁舎本館1階区政情報コーナー・4階資産経営課、地区サービス事務所(東部を除く)、住区センターなど貸室を有する施設、図書館のほか、区☎(コード④)でご覧になれます。



④